

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年9月18日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

4階底上げ裏劣化修繕

2 履行場所

横浜市青葉区鴨志田町805-6

横浜市立鴨志田第一小学校

3 契約日

令和6年7月2日

4 履行日又は履行期間

令和6年9月30日

5 契約金額

583,000円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市西区浅間町4-350-2

株式会社八代産業

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年6月28日、校舎4階底の劣化によりコンクリート片が落下していることを確認した。落下場所は児童等が通行する場所であることから、早急に対応しなければ更なるコンクリート片の落下により負傷する恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。

9 所管

横浜市立鴨志田第一小学校